

# 兵庫県公報

令和8年3月27日 金曜日 第705号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	6
○ するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	7
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	7
○ かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 中播都市計画道路事業の変更認可（道路街路課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 中播都市計画道路事業の認可（同）	10
○ 中播都市計画道路事業の変更認可（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	11
○ 丹波篠山市城下町北地区整備計画の変更認定（丹波県民局）	11
○ 丹波篠山市丹南篠山路口インターチェンジ周辺地区整備計画の変更認定（同）	11
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（法務文書課）	12
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	14
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	14
○ 落札者等の公示	17
○ 同 上	17

## 告 示

### 兵庫県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 千石土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 島 末 男	養父市大藪284番地
同	西 田 唯 之	同 市養父市場453番地
同	坂 本 貞 夫	同 市大藪737番地
同	吉 井 誠 一	同 市大藪748番地
同	堀 井 克 夫	同 市大藪331番地
同	堀 耕 治	同 市大藪422番地

同	平 山 秀 雄	同	市養父市場800番地 1
同	山 本 弘 幸	同	市藪崎364番地
同	田 中 宇 市	同	市藪崎278番地
同	田 原 実 男	同	市養父市場418番地
同	小 林 滝 己	同	市八鹿町舞狂312番地
同	伊 藤 隆 雄	同	市養父市場424番地 1
同	吉 井 明 雄	同	市大藪323番地 1
同	平 山 剛	同	市養父市場421番地
監 事	上 原 辰 夫	同	市大藪357番地
同	米 田 満 男	同	市大藪328番地
同	宮 谷 幹 雄	同	市藪崎314番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 英 則	養父市養父市場424番地 1
同	雑 賀 学	同 市養父市場373番地 4
同	平 山 剛	同 市養父市場421番地
同	足 立 一 雄	同 市大藪344番地 1
同	坂 本 克 己	同 市大藪310番地 4
同	服 部 三 雄	同 市大藪390番地 1
同	平 山 久 伸	同 市大藪731番地 2
同	吉 井 誠 一	同 市大藪748番地
同	吉 井 雅 彦	同 市大藪323番地 1
同	米 田 光 志	同 市大藪328番地
同	田 中 宇 市	同 市藪崎278番地
同	宮 谷 勝 則	同 市藪崎314番地
同	山 本 弘 幸	同 市藪崎364番地
同	中 島 茂 樹	同 市藪崎1247番地
同	新 瀬 大	同 市八鹿町舞狂20番地
監 事	児 島 秀 元	同 市養父市場481番地
同	山 本 典 彦	同 市藪崎307番地
同	児 林 齊	同 市養父市場462番地



兵庫県告示第279号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予防のため、家畜及びその死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 「兵庫県牛のヨーネ病防疫対策実施要領」第8の対象となる牛（家畜防疫員が検査を不相当と認めた牛を除く）

イ 「兵庫県乳用牛共進会衛生対策指針」第4の対象となる牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (5) 検査の方法
  - ア 予備的抗体検出法
  - イ リアルタイムPCR法
  - ウ ヨーニン検査
  - エ 疫学的検査
  - オ 臨床検査
  - カ 細菌検査
- 2 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
  - (1) 実施の目的  
牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
    - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
    - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
    - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
  - (4) 実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア 予備的抗体検出法
    - イ リアルタイムPCR法
    - ウ ヨーニン検査
    - エ 疫学的検査
    - オ 臨床検査
    - カ 細菌検査
- 3 牛の伝達性海綿状脳症検査
  - (1) 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の清浄性を確認するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲  
「牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針」第3の1（1）による。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
  - (4) 実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア エライザ法
    - イ ウエスタンプロット法
    - ウ 疫学的検査
- 4 県外に移動する蜜蜂の腐蛆病検査
  - (1) 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県域を越えて移動する蜜蜂
  - (4) 実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (5) 検査の方法
  - ア 肉眼的検査
  - イ 脱脂乳による検査
  - ウ 細菌検査



**兵庫県告示第280号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 牛のブルセラ症検査**

- (1) 実施の目的
  - 牛のブルセラ症の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
  - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（前年度までに検査が実施された牛を除く）
  - イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（前年度までに検査が実施された牛を除く）
  - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
  - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア エライザ法
  - イ 疫学的検査
  - ウ 臨床検査
  - エ 細菌検査
  - オ 病理学的検査
  - カ PCR法

**2 牛の結核検査**

- (1) 実施の目的
  - 牛の結核の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
  - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（前年度までに検査が実施された牛を除く）
  - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
  - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア ツベルクリン検査
  - イ 疫学的検査
  - ウ 臨床検査

**3 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査**

- (1) 実施の目的
  - 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
- (2) 実施する区域
  - 県内全域

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
  - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
- (4) 実施の期日
  - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア エライザ法
  - イ 寒天ゲル内沈降反応検査
  - ウ その他必要な検査

4 豚等の豚熱検査

- (1) 実施の目的
  - 豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認するため
- (2) 実施する区域
  - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 飼養している豚及びいのししのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びいのしし
- (4) 実施の期日
  - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア エライザ法
  - イ その他必要な検査

5 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

- (1) 実施の目的
  - 次の家畜の監視伝染病の流行を予察するため
- ア アカバネ病
- イ チュウザン病
- ウ アイノウイルス感染症
- (2) 実施する区域
  - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）
- (4) 実施の期日
  - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第281号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 牛の炭疽

- (1) 実施の目的
  - 牛の炭疽の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
  - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛のうち、家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

- (4) 実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 注射の方法  
炭疽予防液の皮下注射

2 豚等の豚熱

- (1) 実施の目的  
豚熱の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるものを除く）
- (4) 実施の期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 注射の方法  
豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射



兵庫県告示第282号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。  
令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
光7	有限会社 杉下木材 代表取締役 杉下 勇己 兵庫県宍粟市山崎町塩田200番地1	○		○		有限会社 杉下木材 兵庫県宍粟市山崎町塩 田200番地1



兵庫県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市奥野字田渡154、155－1，字絹屋227，229、字表笠337から341まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第284号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準



**兵庫県告示第285号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量  
22.5トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	17.8トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.2トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量  
22.5トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	13.8トン
兵庫県その他沿岸漁業	8.7トン



**兵庫県告示第286号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
かたくちいわし瀬戸内海系群	兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業	44,000 トンの内数



**兵庫県告示第287号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡エムシー株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900  
工場長 奥田正浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡エムシー株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	容量 8 m <sup>3</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 5時間/25時間（1ロット）	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水素指数）	4～6	3～7
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	—	—
	化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	100,000	100,000
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg/L）	—	—
	窒 素 含 有 量 （単位 mg/L）	—	—

	り ン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1.01	1.31

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年3月27日から同年4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



**兵庫県告示第288号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.553号 広畑幹線  
3.4.556号 鹿谷田線
- 3 事業施行期間  
平成27年5月26日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
兵庫県姫路市広畑区清水町三丁目、飾磨区英賀宮台地内



**兵庫県告示第289号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.17号 城北線
- 3 事業施行期間  
平成22年6月15日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第290号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.116号 西門線
- 3 事業施行期間  
令和8年3月27日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県姫路市広畑区大町二丁目及び三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第291号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.2.103号 内環状東線
- 3 事業施行期間  
平成21年5月26日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第292号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.2.103号 内環状東線
- 3 事業施行期間

平成24年6月29日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第293号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R07中播位置 0001号	8.3.5	宍粟市山崎町上寺字藪田89番2の一部、89番	6.00	46.29
		3の一部、90番2の一部、91番の一部、25番	6.00	31.16
		2地先水路、89番2地先里道、89番3地先里道、89番3地先水路、92番地先水路	6.00	69.16



**兵庫県告示第294号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第33条第1項の規定により、次の整備計画の変更を認定し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

丹波県民局長 糟谷浩行

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
丹波篠山市城下町北地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
丹波篠山市黒岡、郡家、乾新町及び山内町の各一部（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所（地域計画課）



**兵庫県告示第295号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第33条第1項の規定により、次の整備計画の変更を認定し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

丹波県民局長 糟谷浩行

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
丹波篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
丹波篠山市味間奥、味間新、味間南、網掛、大沢、杉、中野、西古佐、西吹、東吹、吹新及び宇土の各一部（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所（地域計画課）

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年3月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
外部委託による公文書の電子化業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 応募方法  
単独企業によるものとする。
- (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館12階  
兵庫県総務部法務文書課  
電話（078）341-7711 内線72364
- (2) 申込書の提出期間  
令和8年3月27日（金）から同年4月10日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和8年3月27日（金）から同年4月10日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和8年5月8日（金）午前10時30分 兵庫県庁別館1階B会議室
- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年5月7日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年5月1日（金）正午までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合、又は過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、本業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年5月22日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of the required service:  
Digitization of public records
- (3) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 April 10, 2026
- (4) Deadline for tender:  
10:30 May 8, by direct delivery  
17:00 May 7, by mail
- (5) Office to contact concerning the notice:  
Documents & Legal Affairs Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 72364



**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社京都プラザホテルズ  
代表者の氏名 代表取締役 清水幸雄  
住所 京都府京都市南区西九条蔵王町28番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 兵庫・姫路市広畑区駅前ホテルプロジェクト  
所在地 姫路市広畑区高浜町1丁目120番2、120番3
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課  
縦覧期間 令和8年3月27日（金）から同年4月9日（木）まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和8年3月27日（金）から同年4月9日（木）まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

**病院局公告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年3月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 調達内容
  - (1) 購入物品及び数量  
尿流量トイレ及び管理サーバー

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和8年6月15日（月）

## (4) 納入場所

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）

西宮市津門大塚町11番62号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品または類似の製品に関して過去に300床以上の病院で納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線76059

E-mail:Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和8年3月27日（金）から同年4月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和8年5月11日（月）午前10時00分 場所は入札説明書に明示する。

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年5月8日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年5月7日

(木) 午後4時までに入札しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程(平成14年病院局管理規程第17号)第78条第1項第3号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和8年4月14日(火)午後5時まで上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和8年5月18日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
urine flow toilet and Management server, 1set
- (3) Delivery period:  
Jun. 15, 2026
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (provisional name)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 Apr. 14, 2026
- (6) Deadline for tender:  
16:00 May. 8, 2026 by mail  
10:00 May. 11, 2026 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 76059  
E-mail Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
手術映像支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
110,000,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月5日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年3月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
アンギオ機器保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5-10-1
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月11日
- 4 落札者の名称及び住所

エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストタワー12階

5 落札金額

204,600,000円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年2月13日